

令和3年4月1日

入札参加事業者様

日野市総務課契約係

## 日野市契約事務規則の一部改正について

日頃から、日野市の契約事務にご理解ご協力いただきありがとうございます。  
さて、日野市では、令和3年4月1日より日野市契約事務規則を一部改正いたします。  
主な変更内容は下記のとおりとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 主管課で契約事務を処理することができる範囲を拡大

項目	現行額(税込)	令和3年度から(税込)
消耗品	100,000 円未満	300,000 円未満
印刷製本		
原材料		
備品		
報償品		
修繕	300,000 円未満	500,000 円未満
業務委託		

#### 2. 契約書を省略できる随意契約の範囲を拡大

現行： 1件30万円を超えない範囲の随意契約をするとき  
令和3年度から： 1件50万円を超えない範囲の随意契約をするとき  
\*省略できる範囲として規定していますが、必要に応じ契約書を作成します。

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

日野市総務課契約係  
電話：042-514-8132  
FAX：042-581-2516  
メール：kanzai@city.hino.lg.jp